

想田(以下S)：「純粹実践理性の事実を認めない人は、ヒトの形はしているが、人間として(人格として)扱われることはない。しかも猛獣などとは違い理論理性を持っているため、より危険な存在である。隔離なり排除なり実力行使してもいいのではないかと檜垣先生はまとめていました。保呂先生も「純粹実践理性の事実を認めない人は、『目的の国に入っていない』とか『人間の皮を被っているだけで人間ではない』ということをおっしゃっていました。理性の事実とは無条件の義務の意識のことです。つまり理性の事実を認めない人とは、「～すべきである・すべきでない」と感じたり、憤ったりしない人、不快なだけであって不当だとは思っていないと感じる人、ということになります。私はそうした「理性の事実を一切認めない人」ではありませんが、「盗んではならない」など一般に思われるような理性の事実については認めない人です。なので自分を擁護するために、「快・不快の感情しか行動の基準はありえない」と思っている、限定されたものとしてだけなら『べき』の意識はやはりあるのであって、理性の事実を認めている」ということを述べたいと思います。ポイントは「感情(感じ方)は人それぞれ違う」ということです。私は「自分が不快だ・嫌な気持ちになった」という理由で相手の行為を否定します。相手が否定を受け入れるかは別の問題ですが、それでも「そういう気持ちになることはおかしい」と、感じ方を否定される筋合いはないわけです。そのため「おかしい」と言われたら怒りますし、「感じ方が人それぞれ異なることを認めるべきだ」と訴えるでしょう。つまり、このことは「私の感じ方を無視することは不当だ」と考えているということであり、「べき」の意識は表に出てこないだけでやはりあるのだ、と言えると思います。

檜垣先生(以下H)：ネーゲルの考え方と似ているのかな。ネーゲルは、傘が自然に壊れた場合には感じないが、恨みなどの理由もなく傘を盗まれたときには感じる理不尽さや憤りに注目していますよね。盗んだ人はあなたのことを全く知らなかったのだから、「あなたの」傘を盗るべきではなかったということではない。「私は宇宙の王様」と考えてはいないでしょう。あなたの傘を盗まない特別な理由はなく、しかもあなたは彼が誰かは知らないのだから、あなたが憤っているということは「誰もが誰に対しても盗むべきではない」と考えているということです。

S：そうでしょうか。その傘の例では、「快・不快の感情しか行動の基準はありえない」と思っている人も理性の事実を信じている、という説得としては不十分だと思います。なぜなら私は「私は宇宙の王様」と考えているから。私の感情が全ての基準であるというのはそういうことです。先生が以前に話されていた「真理の点での自己中心主義者」というものと近いかもしれません。傘を盗まれた場合でも「私に不快さを与えた」ということに対して憤っているのだと考えることができます。

H：「不快だ」というだけでは、相手の行為をやめさせる理由にはならないと思いますよ？

S：やめさせることができなくても、この場合はかまわないのだと思います。「不快だ」ということが理由になっていると思うならば、「『そのように感じた』ということ自体は無視されるべきではない」と考えているということです。この場合「私の感じ方・感情だけが無視されるべきではない」では話は通じず、「人それぞれに異なる誰の感じ方・感情も無視されるべきではない」とならないといけない。傘でも何でも「べき」を導き出すことはできず、感情の場合のみ「べき」がでてくるということです。

H：感情の場合に「べき」という普遍性が出てきますかね？

S：感情そのものではなく、「感情(感じ方)は人それぞれ違う」や「人それぞれに異なる誰の感じ方・感情も無視されるべきではない」という主張が普遍的なんだと思います。

H：まあそう言えるのかな。ただ傘の例が間違っているわけではないですよ。感情の例の方が「誰もが『べき』という感覚を持っている」ということを理解しやすい人もいるだろうというだけで。

S：そうなのでしょう。感情(感じ方)は人それぞれ違うというのが根本にないと、「傘を盗まない」ということについても「盗むべきではない」ということは出てこない気がするのですが。

H：言いたいことはわかる気もするのだけれど、何か少し引っかかりますね。

S：そうですね。先生が引っかかるポイントはわかる気がします。こうして「感じ方は人それぞれ違う」から「誰の感じ方も無視されるべきではない、尊重すべきだ」と言ってしまうと、対話をする意味、

つまり合意を目指す必要性はなくなってしまいます。

H：ああそういうことかもしれませんね。さっきの話に説得されそうになりましたが、「感じ方は人それぞれ違う」というのはただの事実です。そうした当たり前のことを確認しただけでは、何も言っていないのと同じです。感情が元になった意見を述べて同意されなくてはいけないから、普遍性を求め、合意を目指すことにもつながるのだと思います。

S：普遍性のために合意が必要だと言うのなら、「感じ方は人それぞれ違うと認めるべき」や「人それぞれに異なる誰の感じ方・感情も無視されるべきではない」という考えが普遍性の話としてあると思うのですが。

H：「感じ方は人それぞれ違う」というのは、認めるも何も事実なんだと思いますね。これは全く普遍性要求の話ではないです。「人それぞれに異なる誰の感じ方・感情も無視されるべきではない」は普遍性要求の話で、少なくとも僕は「感情を傷つけるべきではない」ということに同意しません。なるべく傷つけないほうがいいとは思いますがね。感情は傷つけてしまって当然という気がします。

S：「感情を無視するべきではない」と「感情を傷つけるべきではない」というのは違います。「感じ方は人それぞれ違う」のだから、「そういう感情は間違っている」とは言えない。そういう感情に配慮するかどうかはともかく、「そういう感情もある」ということは認めなくてはいけないということです。

H：感情に対して間違っているとは言えないでしょう。それは意見や主張に対して使う言葉です。

S：そうですね。では「そういう感じ方・感情はおかしい」と言われることは理不尽だということです。「あなたと私は感じ方が違う」と確かめることによって、「感情がそれぞれ違う」と認め、これに合意したことになります。ここから「誰の感じ方・感情も無視すべきではない」という無条件の義務が生じ、理性の事実も出てきます。これで十分なのではないかと思うわけです。「誰の感じ方・感情も無視すべきではない」ということに合意したのなら、もうそれ以上の合意を目指さなくても、理性の事実を認めていることになりませんか？

H：それだとあまりに話が簡単すぎるというか、「感じ方は人それぞれ違う」というのは大抵の人が納得することでしょうけど。それじゃ対話にならないですよ。

S：今は「合意を目指す必要はない」と考えている人について話しているので、「対話にならないから」では理由にならない気がするのですが。

H：対話を避けるあまり、理性の事実を極小まで小さくしていますよね。そんな理性の事実なら、確認する意味もないんじゃないかなあ...

S：少なくとも私には確認する意味はあります。おそらく檜垣先生は「合意を求めること」と「理性の事実を認めること」は、イコールというのは言い過ぎにしても、つながっていると考えているのだと思います。けれど私はこのつながりを認めていなくて、「合意を求めない」つまり「対話を拒否」していても、「理性の事実を認めている」ということはありうると考えて、先ほどの「人それぞれに異なる感情を認めるべきである」という話を持ち出してきたわけですから。

H：そういうことですね。合意を求める人は必ず理性を信じていますから。いきなり普遍性の話をすると、「普遍的なものなんて信じていません」や「善悪はありません」という方向になってしまうから、まずは「合意を求めている」ということから話を進めたほうがいいのかもかもしれませんね。

S：なぜ合意が必要なのか、まだわかりません。

H：「感情」と「感情が元になった意見」は違う、ということでわかりませんか。感情は、人によって違って、本来そういうものですから、対立は問題になりませんが、意見の対立は問題です。だから合意を目指す対話が必要なんです。

S：「感情の対立は問題にならないが意見の対立は問題になる」というのは良いです。以前確認したように、感情は変えられなくても意見は変えられます。感じ方が人によって異なる以上、社会の維持にとって好ましくない感じ方をする人もいます。ただし「そう感じるな」と言うことは不可能です。よって感じ方に正しいも間違っているもありません。けれど彼がその感じ方に従って行動を起こすなり発言をしたりした場合には、社会の維持と対立することになります。でもこのことがなぜ

合意を目指すことにつながるのですか。意見の場合にも、社会秩序に深刻な実害を与えないかぎりにおいてですが、「考えていることは人それぞれ違うということがかまわない。他人の意見と自分の意見を一致させようとは思わない。思想は自由である。したがって合意を目指したくないし対話もしたくない」という考えについてはどうですか。「意見は対立のままで放っておこうじゃないか」という主張ですね。

H：それが意見や主張という形をとっているのなら、普遍性を要求し、合意を求めているのだと思いますね。感情は対立しても並列できますが、意見は、普遍性を要求しているので、対立したら両立できません。どちらかが間違っているか、本当は対立していないかのどちらかだと考えざるをえません。

S：なるほど。少しわかった気がします。「意見は対立のままで放っておこうじゃないか」にしても、それが主張である以上は、相手の同意を求めているということですね。「合意を目指したくない」と口にすることで、「私が合意を目指さないということについて同意してほしい」と言っている。同意してもらわないと「合意を目指さない」は達成できないわけですから。

H：「合意」よりもまずは「同意」を要求していることに気づかせるということですか。「感情を無視するべきではない」という考えについてはどうでしょう。

S：それも同じことだという気がします。「感情を無視するべきではない」というのも、やはり主張であり要請です。例えば檜垣先生にそれを言うということは、「私の感情を無視するべきでない」ということについて、檜垣先生に同意してほしいと思っているということでしょう。ただし「感情を無視するべきではない」というのは、合意を目指す意味がわからない人にとっては、ある種のルールであり大前提になっていると思います。そのため、同意されて当然だと思い、確認のつもりでいたのだが、同意を得られなかった。そのときはじめて「感情を無視するべきではない」が誰にとっても当てはまるようなルールでも前提でもなく、ただの主張だったとわかるわけです。大変認めがたいですが。主張ならば、相手に同意してもらえることは当然ではないので、感じ方の違いというレベルにとどまっていられない。相手に納得してもらえるための論理を展開する必要があります。例えば「感情を傷つけられると世界が終わるかのよう悲しい」という私の感情を無視してもらいたくなかったら、「私は感情を傷つけられると頭が真っ白になり発言内容を忘れてしまうので、なるべく配慮してほしい」とかですかね。どんなことで私の感情が傷つくかは相手にわからない以上、あまり言っても意味がないような論理にはなりますが。

H：そういうことな気がしますね。しかも「こうすべきではない」というのは単なる事実ではなく「法」です。「あなたはこうすべきだった」と主張し合意を求めるときには、自然法則ではない法則が出てくることになります。やはり「合意を求めること」と「理性を信じること」あるいは「理性(理法)の事実を認めること」は関係していますね。

□□□□□□□□

S：「感情を無視するべきではない」は前提でもルールでもなく単なる主張であるということから、ある種の共同体主義的な考えも否定できると思います。共同体主義的というのは、極端に言ってしまうと、普遍性を否定し、自分は自分の所属するこのコミュニティ・この共同体のルールにのみ従うのであって、所属していない・同意していない他の共同体のルールと自分は無関係である、という立場のことです。ルールが違えばコミュニティも違うわけですから、「感情を無視するべきではない」を前提する私が、前提しない檜垣先生にこのことを主張するとき、それはコミュニティを越えた、すなわち普遍性を要求する行為となります。もちろん「『感情を無視するべきではない』というルールに同意し、このコミュニティに参加しないのなら人間ではない」と見なして、相手と関係を切るならば、一応の整合性を保つことはできますが。

H：その場合、もし僕がその共同体に現れなかったとしても、「感情を無視するべきではない」はルールではなかったということになりますね。たまたまそう思う人が集まったただけであって、それを守らねばならない理由はありません。「守らないといけない」と思った瞬間に理法を信じている

ということになります。

S：理法の内容はともかくということですね？「感情を無視するべきではない」であれ「盗むべきではない」であれ。

H：そうですね。しかも、いったん理法が存在を認めたら、「感情を…」の話にだけ理法を認めるというように範囲を限定することもできなくなります。理法の及ぶ範囲そのものについて果てしなく対話しなければならなくなりますからね。話を「共同体のルール」に戻すと、「共同体ごとにルールが違って、ルールはそれぞれの共同体で拘束性を持つ」というのは、わりと一般的な考え方だと思います。確かに、ある共同体では実定法として機能しているものが、別の共同体ではそうではない、ということはあるでしょう。しかし、その場合でも、「全ての人が全ての人に対して守るべき」と思わないと、何であれルールとして成立しません。「全ての人が全ての人に対して守るべきルール」を、この共同体ではこう解釈していてその共同体ではそう解釈しているように、普遍的に誰もが守るべきルールの一つの形として各共同体の法は考えねばならない。「普遍的に誰もが守るべきルール」を前提してはじめて「～すべき」という sollen も出てきます。これを前提しないと全ては単なる自然現象であり思い込みに過ぎません。たとえ少々天邪鬼な人が現れて「自分はそうは思わない（「ルール」に同意しない）」と言ったとしても、起こったことは全て自然に起こったことです。その意見はある意味「正しい」のであり、「理」以外の暴力によるのでない限り、守るよう強制することはできません（もちろん、暴力をベースにその人の損得計算能力としての理性に訴えかけることもできますが、こういう理性は機械的な自然法則に従属したものであって、破るほうの理性に対してなんらの優越性も持ちません。こうした理性しか持たない存在はなんらの尊厳も持たない物件に過ぎないでしょう）。すなわち「法を破ることもできるが破ってはいけない」と言うためには、自然法則以上の法を考える必要があります。ですから、「4・5人の仲良しグループだけで通じるルール」という考えは矛盾しています。それを「守らねばならないルール」として考えているなら、理法の一つの解釈として提示しないといけません。そうでないと「何をやっても正しい」ということになり、「守らないことは不当」とする考えは出てきませんから。

S：自然法則以上の理法というものを考えないと、マザーテレサも殺人犯も同レベルになってしまいう、ということですね。どちらの行為も自然法則に適っているから生じた「正しい」行為です。ここの「正しい」は「自然な」くらいの意味ですね。そうではなく、「賞賛に値する」とか「不当だ」とか価値を言うためには、理法を考える必要があるのでしょうか。話を蒸し返すと、「理法を信じないのなら人間ではない」ということ。つまり、単なる「群れ」ではなく、「人間」や「社会」のように、価値を持った根源的なコミュニティに参加するためには、理法が存在に同意する必要があるということ。このように理解しました。

H：マザーテレサと殺人犯の話は、以前は自由意志の説明箇所に使っていましたが、自由を持ち上げる考え方には最近ますます消極的になり、理法を強調するようになっていきます。カントで言えば、自由と道徳法則の関係の問題ですね。